

美瑛町電子地域通貨事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が発行する電子地域通貨（以下「通貨」という。）の流通を通して、町内における経済の活性化を図るとともに、町民の地域活動及び健康増進活動を支援することを目的とする美瑛町電子地域通貨事業について、必要な事項を定める。

(発行者)

第2条 通貨の発行及び管理は町が行う。

2 通貨の運用については、地域通貨プラットフォームサービス「chica（チーカ）」にて行うものとする。

(通貨の名称及び価値)

第3条 通貨の名称は別に定めるものとする。

2 通貨の単位は「ポイント」とし、その価値は1ポイント当たり1円とする。

(通貨の発行)

第4条 町が通貨を発行する事業は、次のとおりとする。

(1) 町が実施及び主催する事業

(2) 加盟店舗（第9条の規定により町長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が通貨の流通促進を目的に自らの負担において実施する事業（以下「通貨流通促進事業」という。）

(3) その他、町長が特に必要と認める事業

(通貨の有効期限)

第5条 通貨の有効期限は、発行する都度定めるものとする。

(通貨の使用)

第6条 通貨は、加盟店舗においてのみ使用することができる。

2 加盟店舗は、通貨を使用する者（以下「使用者」という。）が、通貨使用取引（通貨と引換えに、加盟店舗から商品又はサービス等を購入し、若しくは借り受ける取引を行うことをいう。以下同じ。）を行うときには、通貨を現金と同様に扱うものとする。ただし、使

用者は、通貨を現金に交換（釣銭を含む。）することはできない。

（加盟店舗の認定等）

第7条 加盟店舗として登録しようとする者は、町長の認定を受けなければならない。

2 加盟店舗は、町内に所在し、かつ、営業している者であることを要件とする。ただし、町長が必要と認めるときはその限りではない。

（加盟店舗の認定の申請）

第8条 前条の認定を受けようとする者（以下「加盟店舗認定申請者」という。）は、美瑛町電子地域通貨事業加盟店舗認定申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（加盟店舗の認定及びその通知等）

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理し、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、美瑛町電子地域通貨事業加盟店舗認定通知書（別記様式第2号）により加盟店舗認定申請者に通知するとともに、加盟店舗証等を交付する。

2 加盟店舗は、前項に規定する加盟店舗証等を店頭、敷地その他の見やすい場所に掲示しなければならない。

（加盟店舗の認定事項変更）

第10条 加盟店舗は、前条第2項の規定による認定事項に変更があったときは、美瑛町電子地域通貨事業加盟店舗登録事項変更申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（加盟店舗の登録辞退）

第11条 加盟店舗は、第9条第1項の規定による認定を辞退するときは、辞退する日の3月前までに美瑛町電子地域通貨事業加盟店舗辞退届（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（通貨の販売）

第12条 通貨の販売は、町長が指定する販売所（以下「指定販売所」という。）で行うものとする。

2 通貨の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、指定販売所にて現金で購入するものとする。

(指定販売所の認定)

第13条 指定販売所として登録しようとする者は、町長の認定を受けなければならない。

2 指定販売所は、加盟店舗であることを要件とする。

(指定販売所の認定の申請)

第14条 前条の認定を受けようとする者(以下「指定販売所認定申請者」という。)は、美瑛町電子地域通貨指定販売所認定申請書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(指定販売所の認定及びその通知)

第15条 町長は、前条に規定する申請書を受領し、その内容を確認の上、適当であると認めるときは、美瑛町電子地域通貨指定販売所認定通知書(別記様式第6号)により指定販売所認定申請者に通知するものとする。

(指定販売所の登録辞退)

第16条 指定販売所は、前条の規定による認定を辞退するときは、辞退する日の3月前までに美瑛町電子地域通貨事業指定販売所辞退届(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(通貨の換金)

第17条 町は、加盟店舗が通貨使用取引により受け取った通貨の換金について、その実績を確認した上で、加盟店舗が指定する口座に振り込むものとする。

2 前項の換金額を算出する期間は、別に定めるものとする。

(通貨の販売代金の納入)

第18条 町長は、指定販売所が通貨の販売により受け取った代金(以下「販売代金」という。)について、その実績を毎月確認した上で、指定販売所に納入通知書を発行するものとする。

2 指定販売所は、前項の納入通知書により販売代金を町が指定する口座に納付するものとする。

(通貨流通促進事業の認定)

第19条 通貨流通促進事業を実施しようとする者は、町長の認定を

受けなければならない。

(通貨流通促進事業の認定の申請)

第20条 前条の認定を受けようとする者（以下「通貨流通促進事業認定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の名称
- (2) 通貨の発行総額
- (3) 通貨の発行期間
- (4) 通貨の発行条件
- (5) 通貨の使用範囲
- (6) その他事業を実施する上で必要な事項

(通貨流通促進事業の認定及び通知)

第21条 町長は、前条に規定する申請書を受理し、その内容を確認の上、適当であると認めるときは、美瑛町電子地域通貨流通促進事業認定通知書（別記様式第9号）により通貨流通促進事業認定申請者に通知するものとする。

(通貨の発行代金の納入)

第22条 町長は、前条の認定を受けた者（以下「通貨流通促進事業者」という。）が実施する通貨流通促進事業により発行された通貨の代金（以下「発行代金」という。）について、通貨使用取引の実績を毎月確認した上で、通貨流通促進事業者に納入通知書を発行するものとする。

- 2 通貨流通促進事業者は、前項の納入通知書により発行代金を町が指定する口座に納付するものとする。

(通貨流通促進事業の登録辞退)

第23条 通貨流通促進事業者は、第21条の規定による事業の認定を辞退するときは、通貨の発行を中止する日の3日前までに美瑛町電子地域通貨流通促進事業辞退届（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

- 2 通貨流通促進事業者は、通貨の発行を中止する日までに発行され

た通貨について、通貨の発行を中止する日以降において通貨使用取引があったときは、その発行代金を町に納付しなければならない。

(業務の委託)

第24条 町長は、第17条に規定する業務の一部又は全部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定により、業務を委託するときは、委託契約を締結しなければならない。

(禁止)

第25条 何人も通貨を偽造し、不正に使用し、又は転売してはならない。

(免責事項)

第26条 災害、盗難、紛失その他事故により使用者に損害が生じることがあっても、町はその責を負わないものとする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行する。ただし、第12条から第16条まで及び第18条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。